

業態転換等支援事業 よくあるご質問

【応募対象者等について】

Q1	複数の事業を応募してよいか。
A1	補助対象者1社(1者)につき、応募は1件のみです。 なお、応募した事業が不採択となった場合は、新たに別事業を応募することが可能です。

Q2	補助金の対象外となる業種はあるか。
A2	一次産業(農林漁業)や風俗営業は対象外です。

Q3	半年前に市外から市内に主たる事業所を移転したが、対象となるか。
A3	申請時点で市内に主たる事業所があり、事業歴が1年以上であれば対象となります。

Q4	個人事業主で、自宅は市外だが店舗は市内にある場合、対象となるか。
A4	市内の施設にて1年以上事業を行っていれば対象となります。

Q5	現在市内で事業を行っているが、新事業を市外で行う場合、対象となるか。
A5	市外に店舗等の新たな事業拠点を設置する場合は対象となりません。

Q6	申請予定の事業に一部着手している場合、対象となるか。
A6	すでに着手している場合は対象となりません。

【併用について】

Q7	他の補助金との併用は可能か。
A7	国、県、市等の同様の補助金と併用することはできません。同一事業であれば対象経費を切り分けた場合でも同様です。 (令和7年6月16日現在、秋田県「商業・サービス産業経営革新事業費補助金」の募集は行われていないため、併用可能な補助金はありません)

【提出書類について】

Q8	2年前に創業しており、3期分の決算書が用意できない場合どうすればよいか。
A8	創業から3年経過していない場合は、作成済みの決算書をご提出ください。

Q9	その他事業計画に関する資料とは何か。
A9	購入設備、備品のカタログや改装後の店内図面など、事業に関する補足的な説明資料となります。なお、事業の審査にあたり、追加で資料請求する場合がございます。

【対象経費等について】

Q10	応募前に購入したものがあがるが、補助金の対象となるか。
A10	対象となりません。補助の対象となる経費は、交付決定後に発注、契約、納品、支払したものに限られます。交付決定前に着手する場合は、「補助金交付決定前着手届」の提出が必要となりますので、あらかじめご相談ください。
Q11	車両の購入を検討しているが、補助金の対象となるか。
A11	汎用性の高い経費は対象外であることから、一般車両の購入費用は対象外です。ただし、特殊車両(除雪車やキッチンカー等)については、事業に必要不可欠であれば対象となる場合もありますので、あらかじめご相談ください。
Q12	中古品の購入は補助金の対象となるか。
A12	古物商の許可を得ている業者からの購入であれば対象となります。ただし、次の要件のいずれも満たす必要があります。 ・型式や年式が同じ新品のものより、金額が低いこと。 ・個人からの購入やオークションまたはフリマサイトでの購入ではないこと。
Q13	自宅の改装費は対象となるか。
A13	住宅部分に対する改装費は対象となりません。
Q14	新商品・サービス開発等に係る試作費の対象はどのようなものか。
A14	新商品・サービス開発等に要する原材料および副資材の購入費用等のうち、使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費が対象となります。開発した試作品自体の販売を目的としている場合や、既存商品・サービスの模倣に過ぎず、新たな開発要素がない場合は対象外です。
Q15	所有している設備を修理(増設)したい。
A15	既存設備の修理や増設は対象となりません。
Q16	広告宣伝費の3分の1以内や外部委託費の2分の1以内とはどういうことか。
A16	補助対象経費へ算入できる金額に上限を設けております。以下の例をご参照ください。 【広告宣伝費の場合】 ・設備導入費15万円、工事費15万円、広告宣伝費60万円の場合 補助対象経費合計:90万円 広告宣伝費上限額:90万円×広告宣伝費上限率3分の1=30万円 よって補助額の算出は 設備導入費15万円+工事費15万円+広告宣伝費30万円=60万円 60万円×補助率3分の1=20万円(補助額) ※外部委託費についても上限率2分の1で同様の計算となります。

Q17	補助金の交付申請時に見積書を提出した物品等と違うものを購入することは可能か。
A17	原則、補助金交付申請時に提出いただいた見積書のものをご購入してください。 なお、購入予定の物品等が在庫切れ等により購入が不可能となった場合は、別途変更申請により代替品の購入が可能となる場合がありますので、購入前にご相談ください。

Q18	物品等をクレジットカードで購入することは可能か。
A18	可能ですが、代表者又は会社の名義のカードに限ります。証拠書類として、実績報告時に領収書、クレジットカードの利用明細書および利用代金が引き落とされた通帳を提出してください。 なお、実績報告期限までに提出が不可能なものは対象経費に含みません。

Q19	電子マネーやポイント等で購入することは可能か。
A19	電子マネー、小切手および手形による支払は対象となりません。 また、ポイントやクーポンで支払った部分は対象経費に含みません。 例 1万円のうち2千円をポイントで支払った場合、対象経費は8千円。

【新分野進出について】

Q20	新分野進出とは、どのようなものか。
A20	日本標準産業分類の小分類が変わる取組が対象となります。適否の判断のため、申請の前にご相談ください。

Q21	過去に飲食業と不動産業を営んでいたが、飲食業については1年前に事業終了している。今回、飲食業を再開するが、これは新分野進出に該当するか。
A21	次のいずれにも当てはまる場合、該当とします。 1 事業終了から6カ月以上経過していること。 2 既存事業について、1年以上継続していること。 質問の例でいうと、飲食業は終了から6カ月経過しているため、不動産業を1年以上継続していれば、新分野進出に該当します。 なお、申告書や賃貸契約書など、事業終了の時期を証明できる資料が必要となります。

【業態転換について】

Q22	業態転換とはどのようなものか。
A22	次のような事業が対象となります。 ・飲食店が新たにキッチンカーでの販売を始める。 ・店舗販売を行っている小売店が、インターネットなどを活用した販売を始める。

Q23	既にキッチンカーで販売を行っているが、新たなキッチンカーの購入も対象となるか。
A23	既に1台目を所有しており、新規の導入ではないため、2台目以降の購入は対象外です。

【生産性向上について】

Q24	生産性向上とはどのようなものか。
A24	<p>次のような事業が対象です。</p> <p>①生産する商品や提供するサービスの価値を向上するための投資 例：薬局が全自動散薬分包機を導入し、安全性と分包速度の向上を図る。 ※商品価値向上分を価格転嫁可能または単一時間内の生産量増加が数値的に示されるものに限り、設備や機器の更新(購入)のみで、プロセスの効率化や価格転嫁がないものは対象外です。</p> <p>②新商品を開発するために必要な投資 例：米粉を利用した麺を作るため、米粉に対応した製麺機を導入する。 ※開発に必須で、既存の設備で代用できない設備かつ新商品の規格や価格設定が明確であるものに限り、</p> <p>③最新のデジタルシステムの導入で業務工程改善やサービス向上を図る投資 例：IoTを使ったセンサーや遠隔監視・自動通知システム等を導入し、商品の保管温度や在庫を管理する。 ※電子決済の導入、ホームページ作成、電子看板設置等は対象外です。</p>

Q25	新しくホームページを作りたいが対象となるか。
A25	既存事業のホームページ作成は対象となりません。ただし、新分野進出や業態転換に該当する事業についてのホームページ作成であれば広告宣伝費として対象となります。

Q26	キャッシュレスシステムを導入したいが対象となるか。
A26	キャッシュレスシステムの導入にかかる費用は対象外です。

Q27	新紙幣対応のため設備やシステムを導入したいが対象となるか。
A27	新紙幣対応のみを目的とした場合は対象外です。